

平成 21 年度災害・地震対策関係税制改正要望事項

1. 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置 延長

【要望省庁】 内閣府、国土交通省

【税 目】 固定資産税

平成 17 年 2 月 1 日に避難指示が解除された三宅島噴火災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして平成 21 年 3 月末までに取得等する家屋及び償却資産に係る固定資産税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置について、取得等の期限を 4 年間延長する。

2. 新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置 延長

【要望省庁】 内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【税 目】 固定資産税、都市計画税

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして平成 21 年 3 月末までに取得等する家屋に係る固定資産税及び都市計画税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置について、取得等の期限を 2 年間延長する。

3. 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置 拡充 延長

【要望省庁】 内閣府、厚生労働省、国土交通省

【税 目】 所得税、法人税、固定資産税

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産※を取得した場合における、①所得税、法人税の特別償却制度（取得価格の 100 分の 8）の対象資産を拡充し 2 年間延長するとともに、②固定資産税の課税標準に関する特例措置（5 年間、課税標準 4 分の 3）の対象資産を拡充する。

※ 地震防災対策用資産（現行）

動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、
携帯発電機及び照明器具、防災用井戸

4. 住宅に係る耐震改修促進税制 **拡充** **延長**

【要望省庁】 内閣府、国土交通省

【税 目】 所得税

個人が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る）の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の一定額を当該年度の所得税額から控除する。

5. 雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度 **延長**

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 所得税、法人税

都市部において、流域の治水安全度の向上を図るとともに、健全な水循環の確保に寄与し、雨水の有効利用等による水需給の緩和を図るため、河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る特例措置を 2 年延長する。

6. 河川立体区域制度の活用による河川整備に係る不動産取得税の課税標準の特例措置 **延長**

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 不動産取得税

河川立体区域制度により河川を整備する場合に、整備事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の指定があった日から 2 年以内に当該事業地上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置を 2 年延長する。

7. 住宅ローン減税 **拡充** **延長**

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 所得税

良質な住宅ストックの形成を図るため、住宅ローン減税制度の延長を要望するとともに、耐震基準を満たさない既存住宅をローンにより取得した後に耐震改修工事を行った場合、当該既存住宅の取得費用についてローン減税制度の適用対象とする措置等の拡充を要望する。

8. 既存住宅の利活用の促進に係る税制特例の創設 **新規**

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 不動産取得税

既存住宅の利活用の推進を図り、ストック型社会への転換を促進するため、耐震基準を満たさない既存住宅を取得した後に耐震改修工事を行った場合について、既存住宅に係る課税標準の特例及び土地の取得に対する減額措置の適用対象とする措置を要望する。